また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県国頭郡金武町役場

**○国土交通省告示第四百四十七号**

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二七一の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○防衛省告示第六十二号**

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十七年三月三十日

防衛大臣　中谷　元

「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

# 国会事項

## 衆議院

**議案提出**

三月二十六日議員から提出した議案は次のとおりである。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（田島一成外二名提出）

**議案送付**

三月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

**質問書提出**

三月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員の残業代に関する質問主意書（長妻昭提出）

自動車安全特別会計に関する質問主意書（中根康浩提出）

安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問主意書（今井雅人提出）

沖縄防衛局長が沖縄県知事の停止指示を不服として農林水産大臣に提出した執行停止申立書と審査請求書に関する質問主意書（仲里利信提出）

岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

竹島問題に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

北方領土択捉島に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

## 参議院

**議案受領**

三月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第一号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第二号）

**議案付託**

三月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第一号）

経済産業委員会に付託

# 人事異動

## 最高裁判所

松山家庭裁判所判事
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する　池田　光宏

神戸地方裁判所判事
松山家庭裁判所判事に補する　河合　裕行

松山家庭裁判所長を命ずる（以上三月十二日）

高等裁判所長官　福田　剛久

高松高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　石井　忠雄

知的財産高等裁判所勤務を免ずる
部の事務を総括する者に指名する
那覇地方裁判所判事　鶴岡　稔彦

東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事　阿部　正幸

那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　阿部　正幸

那覇簡易裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月十八日）

東京地方裁判所判事　大善　文男

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる（三月二十日）

判事兼簡易裁判所判事　村松　教隆

東京地方裁判所判事に補する（三月二十二日）

○定年退官

簡易裁判所判事石塚幸孝は三月六日限り定年退官

判事矢延正平は三月十一日限り定年退官

高等裁判所長官安藤裕子は三月十六日限り定年退官

# 官庁報告

## 官庁事項

**指定保安検査機関の廃止に関する公示**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項で準用する第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全てを廃止する旨の届出があったので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第五の二号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年三月三十日

中部近畿産業保安監督部長　桑山　広司

一　名称　エア・ウォーター・メンテナンス株式会社

二　住所　大阪府堺市西区築港新町二丁六番地四十

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査

五　廃止年月日　平成二十七年三月三十一日

## 労働

**争議行為の通知の公表について**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、弘南バス労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年3月31日以降、同組合の組合員が従事する弘南バス株式会社の全職場（青森県、岩手県、宮城県、東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年3月30日

厚生労働大臣　塩崎　恭久